

高プロの対象「年収1075万円以上」に決定 5業務で

有料記事

松浦祐子 2018年12月26日20時22分

シェア 54 ツイート list BIブックマーク 127 メール 印刷

高度プロフェッショナル制度の概要

対象	年収 1075万円以上 職業 金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発
手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input checked="" type="checkbox"/> 労使委員会の決議
健康確保策	<input checked="" type="checkbox"/> 年104日以上、かつ4週で4日以上 の休日確保 <input checked="" type="checkbox"/> 在社時間などの「健康管理時間」を把握し、一定時間を超えたら医師による面接指導を実施 + <input type="checkbox"/> 勤務間インターバル制度 <input type="checkbox"/> 健康管理時間の上限設定 <input type="checkbox"/> 2週間連続の休日 <input type="checkbox"/> 臨時の健康診断

いすれか一つ選択

働き方改革 関連法で来年4月に導入される高度プロフェッショナル制度（高プロ）について、具体的な対象者や運用のルールが26日、正式に決まった。対象者の年収は「1075万円以上」、対象業務は5業務で、政府がこれまで想定していた内容となった。

日時指定の会議「一方的な出席要請ダメ」高プロで指針→

「正社員なんて肩書だけ」残業代も賞与もない過酷な現実→

高度プロフェッショナル制度の概要



[PR]

労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）がこの日、厚労省の省令案と指針案を了承した。

高プロは、高収入の一部専門職の人が対象で、適用されると残業時間や休日・深夜の割増賃金といった労働時間規制が完全に外される。政府は「働き方の自由度を高める」と狙いを説明してきたが、過労死遺族や野党は「過労死を助長する」と批判。省令で決める対象者については、限定的にすべきだと訴えていた。

年収については、法律で「平均の3倍を相当程度上回る水準」と定めている。1075万円以上との政府の案に対し、労働者側は「低い」と反発してきたが、案の通りに決まった。

対象業務は、「働いた時間と成果の関連性が通常高くない」と法律で規定する。これまで政府は、金融商品の開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発などとしていたが、この5業務になった。指針にはそれぞれの対象になる仕事、ならない仕事を具体的に例示した。